

職員による障害を理由とする差別に関する矯正管区の相談窓口

相談窓口	相談を受ける範囲	受付時間	住所	電話番号
札幌矯正管区 職員課	札幌矯正管区及び矯正 研修所札幌支所に対する 相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	北海道札幌市東区東苗穂 1条2の5の5	011(783)5083
仙台矯正管区 第一部職員課	仙台矯正管区及び矯正 研修所仙台支所に対する 相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	宮城県仙台市若林区古城 3の23の1	022(286)0111
東京矯正管区 第一部職員課	東京矯正管区に対する相 談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	埼玉県さいたま市中央区新 都心2の1 さいたま新都心 合同庁舎2号館13階	048(600)1502
名古屋矯正管区 第一部職員課	名古屋矯正管区及び 矯正研修所名古屋支所 に対する相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	愛知県名古屋市東区白壁 1の15の1	052(971)5980
大阪矯正管区 第一部職員課	大阪矯正管区及び矯正 研修所大阪支所に対する 相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	大阪府大阪市中央区大手前4の1 の67 大阪合同庁舎第2号 館別館7階	06(6941)5751
広島矯正管区 第一部職員課	広島矯正管区及び矯正 研修所広島支所に対する 相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	広島県広島市中区上八丁 うぼり ひろしまごうどうちやうしや 堀6の30 広島合同庁舎4 号館	082(223)8198
高松矯正管区 第一部職員課	高松矯正管区及び矯正 研修所高松支所に対する 相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	かがわけん たかまつ まる うち 香川県高松市丸の内1の1	087(822)4469
福岡矯正管区 第一部職員課	福岡矯正管区及び矯正 研修所福岡支所に対する 相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	ふくおかけん ふくおかし ひがしくわかみや 福岡県福岡市東区若宮 5の3の53	092(661)1260